

○相談日程表【地区別】

【受付時間】

午前 9 時～正午（受付終了は午前 11 時 30 分）

午後 1 時～ 4 時

2 月	地区
18 日(月)	牧地区
19 日(火)	
20 日(水)	
21 日(木)	結地区
22 日(金)	
25 日(月)	
26 日(火)	
27 日(水)	
28 日(木)	

3 月	地区
1 日(金)	名森地区
4 日(月)	
5 日(火)	
6 日(水)	
7 日(木)	
8 日(金)	
11 日(月)	
12 日(火)	
13 日(水)	
14 日(木)	
15 日(金)	指定なし

* 申告相談は役場 2 階大会議室で、受付番号順に行います。

* 土地建物（収用等によるものを除く）・株式等の分離課税の対象となる譲渡所得のある場合や、災害などで資産に被害を受けた場合の雑損控除がある申告は受付できませんので、大垣市民会館をご利用ください。

* ご自分で申告書を作成された方は、郵送により直接税務署に提出することができます。

【提出先】

〒 503-8556

大垣市丸の内 2-30

大垣税務署 ☎ 78-4101

○申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます

重要
平成30年分
確定申告のお知らせ

100-0013
千代田区役所
3丁1-1

税務署からののお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。

税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。

電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。

*「確定申告のお知らせハガキ」のイメージ

従来送付されていた確定申告書が送付されないことにより、事業（営業・農業・不動産等）収入に係る「収支内訳書」も送付されません。事前に必要な場合は、役場税務課の窓口にて受取りいただくか国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成願います。

○医療費控除の明細書の提出が必要となりました。

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には、「医療費控除の明細書」を提出することにより「医療費の領収書」の提出又は提示は不要となりました。

* 税務署から医療費控除の内容確認を求められる場合がありますので、領収書は確定申告期限から 5 年間、自宅で保管してください。

* 経過措置として、平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり医療費の領収書の提出又は提示によることもできます。

詳しくは国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)